

公会計について

質問（印南久雄議員） 公会計研究所との委託契約の経過と市長の貸借対照表の分析結果及び財務諸表四表の評価と市政への反映の考え方について伺います。

答弁（市長） 公会計研究所との委託契約については、本市の文化会館で公会計に関する講演会が開催された時に、講師をしておりました公会計研究所代表の吉田寛氏が独自の会計原則により自治体の公会計を分析しておりました。私も講演会を拝聴

し、非常に考え方が似ておりましたので、本市の平成二十一年度決算を別の視点から分析するため、公会計研究所と委託契約を締結いたしました。

委託しました市長の貸借対照表、市民の貸借対照表については、総務省方式改訂モデルとは金額の仕分けの仕方が違いますので、現在の負債の状況や将来的な財政状況を複眼的に参考とするために作成いたしました。また、財務諸表四表を作成、



黒羽地区廃校の利活用が求められています

廃校利用の対策について

質問（高野礼子議員） 廃校になった校舎を教育財産から普通財産に移管するには文部科学省の承認が必要であると聞きました。廃校の利用をするうえで何が障害となっているのか伺います。

答弁（市長） 黒羽地区の廃校となった三校の中学校につきましては、国庫補助金の交付を受けて建設しております。本来、国庫補助金により整備された学校施設を学校教育外の施設に転用

する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により、当該施設を所管する地方公共団体は文部科学省の承認を得た上で補助金額を国に納付する転用手続が必要となります。

しかし、文部科学省においては余裕教室や廃校施設の一層の有効活用を促進するため、一定の要件を満たせば国庫補助金の返納を要さず、転用手続の弾力化と簡素化を図っており、施設の転用をできるだけ円滑に進め

るための仕組みを設けております。そのために、市が学校教育以外の目的で使用する団体等に対しましては、有償で貸し付けられる場合には、文部科学省に承認を得るための申請手続を行う必要があり、事業計画書等を提出し、承認を得たうえで貸し付けをすることになります。

したがって、これらの手続きを経る必要のある施設につきましては、これらの手続を進めながら、廃校利用計画を決定したいと考えております。

また、廃校は利用しなくても維持管理費が掛かりますので、財政負担を軽減するうえでも早期に利用団体を決めたいと考えております。

公表するようになった経緯については、各自自治体が資産、負債状況を確実に把握し、貸借対照表を作成することにより、費用対効果を明確に行えるよう公会計改革が進められ、自治体の財政状況や負債の状況が明らかにになりました。

自立した地域力、活力を持った地域づくりを行うという観点から、我々自身が本市の財政現状を把握し、負債の状況について調査研究を行わなければならないと考えており、財務諸表四表を効果的、効率的な行政経営に役立て、住民福祉の向上、地域の発展に生かすことが重要であると考えています。



総務省方式改訂モデルに沿って財務諸表四表を作成する財政課の職員